

第7回浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会 会議録概要

日 時 令和2年5月28日（木）18：30～20：10

場 所 市役所3階 庁議室、各支所会議室

【出席】条例検討委員会委員 19名

執行部職員 15名

(1) 委員の変更について

推薦団体の役員改選及び人事異動による2名の委員変更について報告を行った。

島根県西部県民センター 俵 正光氏（旧 岡本 宏明氏）

旭自治区地域協議会 塚崎 育生氏（旧 馬場真由美氏）

(2) 部会の検討状況について

コミュニティセンター化部会における議論の状況について、3月23日に条例検討委員会で行った報告以降の検討内容について、検討結果報告書（案）という形で報告を受けた。

(3) 条例（案）について

第5回検討委員会の条例の柱立てで出た意見を基に事務局で条例（案）を作成し、それについて委員から意見をいただいた修正した案を検討いただいた。

検討を行うに当たり、次の点を特に審議いただいた。

- ①「浜田らしさ」の具体的な表現
- ②「第4条 市民の権利」の追加
- ③浜田地域の地域協議会を分割すること
- ④条例制定後の推進体制の設置
- ⑤条例の文末表現
- ⑥条文、前文について、簡潔に短くすること

①「浜田らしさ」の具体的な表現

【大橋委員】ワークショップをした時に「浜田らしさ」ということ、可能性のよなものがたくさん出ていた。検討をしていくにつれ、段々内向きになり意見がしぼんできているように感じる。浜田には何があるのかと言われた時、昔から海があり、漁港がある。今では大学がある。

東近江市の条例に「近江商人」や「惣村」という言葉があり、ずっと伝わってきたことが感じられる。「近江商人」は、精神や歴史、そして可能性を感じられる言葉である。浜田のそういう固有の言葉を表現できれば良いと思う。

海で言うとマリンスポーツや貿易港があり、北東アジアに向かって広がりが見え、可能性が広がっていくように感じられる。貿易港は島根県でも浜田市にしか

く、入れることで浜田らしさを出せるのではないか。

【長畑会長】大学、高等教育機関というワードが出たが、条文の中にも出ており、浜田市の大きな特色となり得る。

【大橋委員】大学は教育だけではなく、知識を持った先生がそこにおり、浜田にとっては有意義であり、また大きな可能性である。そういった可能性を「近江商人」のような浜田市独自の言葉、地域資源を有効活用するような言葉を条例に盛り込めないだろうか。

【福濱委員】「浜田らしさ」を出したいところであるが、浜田那賀方式自治区制度のところ「地域らしさを大切にしている」とあるように、いろいろなものがある。例えば「浜田といえば城下町」と言っても、旧浜田藩以外の津和野藩のエリアにおいては城下町という言葉は違うということもある。逆にいろいろあって新しい浜田だということを前文で言っているのではないか。「地域らしさを大切にした」「個性を生かした」ということであり、挙げていけばきりがないので感じた。前文がかなりボリュームを持っているので、浜田らしさについては、条文ではなく別のところでしっかり謳えるようなものを持ち、条文ではさらりとやったほうが良いと感じた。

【長畑会長】高等教育機関を入れ込みますか。私は、リハビリテーションカレッジ島根の顧問を務めており、5年間の教育方針を作った。その中に「地域貢献」という新しい言葉を入れ、来年から浜田市全域でリハビリテーションカレッジの学生がボランティア活動に参加するカリキュラムを実施することとなった。ボランティアセンターを開設し、ボランティアを募集していき、学生を地域に送り出そうというものである。大学、専門学校などの高等教育機関もいよいよ地域の中に入って、地元の人とまちづくりに、課題解決に取り組んで行くという動きが出てきている。

②「第4条 市民の権利」の追加について

【木村委員】私が提案したように、市民が権利意識を持ち、それぞれの地域でまちづくりに参画していただく、ということが是非必要ではないか。1項目に市政に参画する権利、2項目に情報を知る権利について問題提起していたところであり、更に意見を述べる権利とする1項を付け加えていただいた。ただ市政に、まちづくりに参加いただきたいということだけでなく、自分たちの権利を行使することがまちづくりに結びついて行くという意識を持っていただくためにも、条例に謳い込む必要があるというのが提案の理由である。

【宮本委員】第4条第2項「市民は、市政に関するまちづくりに関する・・・」と「関する」が続くので、「市政やまちづくりに関する」に変えることはできないか。

【事務局】文言について修正させていただく。

【大谷委員】権利をどうしたらよいかという提案であるが、権利という言葉が適切だと思う。市民の参画意識を高めるためにも、条文で謳うことでより責任感を持った、前向きな意見もでてくるのではと思います、権利があった方が良く思う。

【長畑会長】市民の権利を入れるということによろしいか。

【委員一同】異議なし

③浜田地域の地域協議会を分割すること

【大谷委員】浜田自治区は範囲が広いので、細分化することに同感である。条文では地域協議会の役割が増えている。地域協議会を悪く言うのではないが、一般市民にとってどういうことがいつ話し合われているか全くわからないという実態がある。条例では地域協議会の役割が大きくなっており、そういった意味合いからも是非細分化し、透明性を持った運用をしていただきたい。

【三浦委員】私たちから見ても、浜田地域は広範囲であり、海から山間部までとなれば暮らし面の立ち位置の違いもあると思う。まちづくりに直結した地域協議会ということを議論される中、地域性を考慮しながら細分化し、いろんな地域の人が参画しやすい舞台を作ってはどうか。是非、浜田地域の皆様で検討いただければと思う。

④条例制定後の推進体制の設置

【木村委員】条例の推進にいかに関係を負うかということから、この案件を提案している。「まちづくり条例の推進」を章立てしていく必要があるのではないか。条例の実効性を進めて行くために必要と感じ、意見を述べてきた。これに対して示された見解が「市の最上位の計画である総合振興計画の大綱の一つとして掲げられており、その進捗や検証については総合振興計画審議会で行えば良いのでは」との意見をいただいた。総合振興計画は2016年に策定され、5年経過している。しかし、「まちづくり組織を最低でも85%まで引き上げる」という目標は、かすんでしまっていると私は思う。総合振興計画の大綱に掲げていけばそれでよいとするのではなく、総合振興計画の大綱をこれから推し進めていくための条例にすべきではないかと考えている。理念条例にとどめるのではなく、条例の推進に責任を持つためにも、章立てをし、1つ目に年度的に推進計画を立て、2つ目には条例の進捗を調査する調査会を持つことを明記すべきではと考える。

【三浦委員】私たちは、目的法により日々の暮らしを作り上げている。そういったことから法律はどうなっているか、計画の進捗はどうなっているかを念頭に置く必要があると思っている。問題点や反省点を見つけながら進捗管理していくことは非常に重要であり、大きくうねりが変わる条例の下では、評価・検証が重要な要素となると思う。

【植田委員】条例が形だけでないために、計画の策定と実施評価を5年ごとに確実に行うというのが条例に位置付けられれば、計画を立て、実行し、また新しいものを作るというまちづくりのプラスのサイクルができる仕組みになると思い、賛成する。

【大谷委員】異議はない。管理や検証など、どういう言葉にするかは別として、非常に良い提案だと思う。

【齋藤委員】以前もお話ししたが、各公民館単位の課題解決事業に対する成果評には大きな幅がある。90点のまちづくりがあれば20点のもの、また1年で終わらない課題のものがあり、どこまで実施できたか数字の検証が見える化する必要があると感じる。

【福濱委員】どこが検証していくイメージなのか。

【木村委員】私の頭にあるのは、市民から委員を募って、調査会を作り、検証していくというものである。

【福濱委員】地域協議会の位置づけと検証する別の委員会、組織として両方がうまく協調できれば良いが、イメージとして別組織があると地域協議会の役割が少し違ってくるのかと感じる。地域協議会の役割を確認したい。

【事務局】基本として、検証するためには、ある程度目標となる数値を定め、それが予定どおりに進んでいるかを確認していく必要がある。木村委員からは、その確認作業を市民から公募した組織で行うのが良いのでは、との意見であった。一方で地域協議会も市長からの諮問に対して意見をいただくことと、地域の声を吸い上げ、市政に届けるという大きな役割があり、検証組織という位置づけはない。ただ、今回意見をいただき、その方向で進むということになれば、どういう組織でやるのが良いかを事務局で整理させていただきたい。今回事前にいただいたご意見の中で、事務局で回答を用意させていただいた総合振興計画審議会は、総合振興計画で計画を策定した委員が、作りっぱなしではなく、その後もどう進んでいるかの検証に関わりたいということで、策定委員が毎年検証を行っている。場合によっては、そういった組織がこの条例の推進なども数値をあげたときに、どう進んでいるか検証する方法もあるのではと思っている。どういう組織で行っていくか、本当に必要であるかの整理をさせていただきたい。

【植田委員】まちづくり条例の中にどう謳っていくかであるが、計画を立て、それを実行、評価し、また新しい計画を作るというサイクルを条例に載せるかどうかをまず決めることである。その後、それを誰とどのように立てるのか、誰

が実行していくのか、そして誰が評価するのかに繋がっていくのだと思う。

【大谷委員】 検証が必要であると、皆さん概ね同意されていると感じる。具体的にどういう形で実施するかは事務局に検討していただき、次回数案提案してもらい、そこで議論させていただきたい。

【植田委員】 「協働のまちづくり」なので、市だけがやっていくのでは協働にならない。市民が参画し、市民が権利を持って行うことを盛り込んでいるため、作るのは市が主体ではなく、市民が主体の会を置くことが、協働のまちづくり条例の意味なのではないかと思う。市民と市が共に行う計画を作って実行することだと思う。計画策定を行う際には、公募もあるが様々な年代、様々な職種、縦に割ったり横に割ったりして広く市民の声が聞きけるようにしていただきたい。

【賀戸委員】 市民と行政と交えて協働のまちづくりを行っていきこうというときに、議会というのが立ちはだかる。議会と地域協議会の間柄というものがここには無いが、どういう風に結びつけるのか。地域住民が困っているからと団結していても、そこに議会が立ちはだかる。何か良い方法があれば条例に謳ってほしい。

【長畑会長】 浜田市には議会基本条例という立派な条例があり、議会の役割が明確に規定されている。議会の皆さんも、市民と一緒にという気持ちで一生懸命活動されている。

【賀戸委員】 もう少し市民の事を考えてほしいという所もある。まちづくり条例もだが、子どもからお年寄りまでわかる条例でなければならないと思っている。

【長畑会長】 今までの議論で行くと、進捗管理を何かしらの形で入れていただきたいという意向が多かったと思う。事務局に具体的な進捗管理の取組を提案いただくことでよろしいか。

【委員一同】 異議なし

【事務局】 この条例は、ここまで具体的で細かなことを決めるスタンスではなかった。理念的なもの、また細かいことまで規定するものが入っており、バランス的にはどうかと感じている。皆さんから進捗管理についてどうするのかという意見をいただいたので、宿題として考えさせていただき、次回何らかの形を示したいと思う。

⑤ 条例の文末表現（です。ます。）

【長畑会長】 公文書規定とあるが、具体的にどのようなものか。

【事務局】 公文書規定には、条例を制定する際に「～とする。」という文言を使用することが規定されている。「原則」という抜け道はないため、文末表現を変えるためには、公文書規定を変えなければならない。改正の手続きは、内部決裁で行える。

【大谷委員】 この条例に限って規定を変えるのか。そういうことは可能か。

【事務局】 この条例に限ってではなく、永久的に変わる事となる。

【事務局】 公文書規定は大きなところまで発展していくため、預かりとさせていただきたい。他市の例でも条例自体は読んでいて堅苦しいものがあるが、皆さんにお知らせするために、分かりやすい言葉に直した周知用媒体を生かしてPRする方法もあると思っている。分かりやすくするための方法について検討させていただきたい。

【大橋委員】 条例に関してダイジェスト版を作るお考えか。

【事務局】 次回の検討委員会で、条文に対し詳しく説明した逐条解説を付けた資料をお示しする予定であり、また、市民の皆さん向けに、分かりやすいリーフレットのようなものを用意し配布していくことも考えている。条例の中では固い表現であっても、皆さんにお配りする資料では柔らかい表現や分かりやすい表現を使っていくことができると考えており、また委員の皆さんにご意見をいただきたいと思う。

【木村委員】 第21条の地区まちづくり推進委員会で「地域のまちづくり活動を行うために、町内会等が自主的に組織した地区まちづくり委員会は…」とあるが、まちづくり推進委員会と他のまちづくり活動団体との関係がはっきりしていないと思う。「町内会」の後に「自治会など多様な主体が参画して」という文言をしっかりと入れていくことで、まちづくり推進委員会の組織の性格、どんな活動団体が集まって組織化されているのかが、条文の中に組み込まれていくと考えている。そういう提案をしたところ、「他の規定で定めている」との見解が出されている。これはどこにある規定か。

【事務局】 地区まちづくり推進委員会認定要綱のことである。

【木村委員】 条文の中で、関係をしっかりと明記していくことが必要だと思う。せっかく作るこの条例で、誰がこのまちづくりを推進していくのかということをあいまいなままにするのではなく、まちづくり推進委員会を組織し、進めて行くということを条文の中に盛り込んでいくことが大事であると考えている。

【事務局】協働のまちづくりを進めて行くためには、まちづくり推進委員会や自治会、町内会のような地縁組織だけではなく、志を同じくするボランティアグループ、サークルなどの団体が、協力し合って、それぞれ良さを出し合って取り組んで行くことが重要だと思っている。まちづくり推進委員会を盛り込む必要があることは考えていたので、ここではそういった意味合いの条文にしたい。実際に地縁団体だけで協働のまちづくりをしていくのではなく、もう少し広く皆で取り組んで行くことが重要ではないかと思う。そのためにこの条例がどうあるべきか、ご意見をいただきたい。

【塚本委員】まちづくり組織、団体を限定してしまうと、幅広い活動の中でまちづくり組織がかえって足かせになる現象が想像される。条文の中で「まちづくり活動団体は、様々なまちづくりの団体と交流及び連携を図り」と書いてある。私はそれが大切だと思う。いろいろなジャンル、様々な活動団体が地域にはあり、その人たちが一つのまちづくりという目標に向かっていろんな分野の活動をし、連携することが望ましい。まちづくりは全て、承認されたまちづくり組織を通さなければ活動できないという書き方になっても困る。幅広い活動団体の活動を支援するべきだと思う。

【事務局】冒頭に説明した委員の皆さんに検討いただきたいことについては、あらかじめ議論いただいたと思っている。ただ、「浜田らしさ」のことがあった前文について、長いので少し短縮をし、逐条解説など他の形で補足するということについては、まだご意見をいただけていなかった。このことについて、ご意見をお聞かせ願いたい。

【岩崎委員】前文を読んでも非常に長いと感じる。この文章を簡潔にしたい。読んでいくと疲れが先に出してしまう感じがする。

【大橋委員】定義のところについて質問したい。まちづくり活動団体に「利益を目的としない」とあるが、企業は含めないということか。

【事務局】まちづくり活動団体としては、企業を入れていない。ただ、市民の定義として「市内で働く者、学ぶ者並びに市内で活動しているまちづくり活動団体及び事業者をいう」としており、そこに含めている。企業を別に条文で表した方がよいという意見であれば、追加等検討する考えである。

【長畑会長】本日の検討により、事務局に「条例制定後の推進体制」、「浜田地域の地域協議会」、「条例の文末表現」、「条文・前文のボリューム」の4つを提案いただくこととした。

(4) その他（今後の取組について）

- ・次回以降の開催日等について承認をいただいた。

第8回	令和2年6月9日（火）18：30～20：30 場所 未定
第9回	令和2年6月22日（月）18：30～20：30 場所 未定
第10回	令和2年8月11日（火）18：30～20：30 場所 未定